

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

論 矣

平成 23 年度第 2 号
通 算 第 4 9 9 号
平成 23 年 6 月 3 日

尼崎市役所総務局
人事管理室給与担当

駐車利用料の徴収及び平成 23 年度の欠員等について

5 月 27 日午後 1 時 30 分から午後 3 時まで、労働福祉会館大会議室において、市有施設敷地内の駐車利用料の徴収及び平成 23 年度の欠員状況に関する議題を中心として交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

平成 23 年 3 月 18 日に提案した「市有施設敷地内の駐車利用料の徴収」について、引き続き協議を行うとともに、平成 23 年度の欠員状況にかかる交渉を行った。

組合への提案

「市有施設敷地内の駐車利用料の徴収について」の実施時期について（メモ） [別紙 1](#)

具体的な交渉内容

1 給与支給事務の誤りについて

平成 23 年 2 月支給分における地域手当の削減措置及び平成 22 年 12 月以降の給与明細書上の表示の一部誤りについて、給与担当課長から謝罪とともに経緯説明を行った。

2 市有施設敷地内の駐車利用料の徴収について

課題の要旨

平成 23 年 3 月 18 日に提案した、職員からの駐車利用料の徴収について、協議を行った。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
<p>我々としては、既に解決済の問題であると認識している。</p> <p>出先施設については、緊急時の対応者に対しては駐車場使用を認めることで決着しており、本庁舎においても、平成 19 年度の地域手当の導入時に、下肢障害者に対する加給措置を廃止した際、駐車料金は徴収しないと決着したはずである。</p>	<p>過去の経過については認識しているが、職員駐車場のあり方について、この 4 月から学校現場においては使用料を徴収することや、昨今は他都市でも住民監査請求が起こされるなど、その当時とは社会情勢が変化していることを、理解していただきたい。</p>
<p>有料化にしたら、希望者は誰でも駐車できるのか。</p>	<p>本庁舎において駐車を認めるのは、これまでどおり、下肢に障害のある職員のみである。</p>
<p>駐車場を利用するのは、やむを得ない理由があるからではないか。</p> <p>以前に障害者に措置していた加給を廃止しておきながら、さらに料金を徴収するというのか。</p>	<p>下肢に障害のある職員に対する本庁駐車スペースの利用は従前より認めてきたものである。今回の提案は、その利用許可をやめるということではなく、公有財産の適正管理の観点から、改めて料金を徴収させていただきたいということである。</p>
<p>公有財産の適正管理というのであれば、議員や記者からも徴収すべきではないのか。</p>	<p>議員については、その活動において、自家用車を使用するということもあり、公務の一環であるとの観点から、また、記者についても、本市の広報活動の一環として位置づけているものであり、他都市においても、同様の取扱いがなされている。</p>
<p>本庁駐車場を利用しているのは少数であり、料金を徴収しても財政面はほとんど変わらないではないか。</p>	<p>公有財産の適正管理を目的とした提案であり、財政面からの取組みではない。</p>
<p>自転車はどうするのか。公有財産の有効活用を問題にするのであれば、自転車も含めて判断が必要である。</p>	<p>自転車にかかる使用料徴収については、現状では、民間においても自転車駐輪は無償としている所も多いため、今回は提案から外している。</p>
<p>料金の設定を行ったうえで、減免という手法は考えていないのか。</p>	<p>あくまでも目的外使用に対する使用料を徴収するものであるため、減免は考えていない。</p>

<p>現業職の今後の採用スケジュールはどうなっているのか。</p>	<p>採用試験は終了しており、合格発表を近々にも行いたいと思っている。その後、健康診断を受けてもらうこととなる。</p> <p>なお、合格予定者のほとんどが現在職を持っているため、その意向を確認する必要があるが、その状況によっては、7月1日より前倒しをして採用したいと考えている。</p>
<p>現業職の欠員は7月1日には解消されるということだな。</p>	<p>新規採用により、技能労務職6人分の欠員は解消される予定である。</p>
<p>事務職4人の欠員はどうなるのか。</p>	<p>現在は臨時的任用職員対応であるが、今年度の採用試験合格者の前倒し採用を考えている。</p>

課題解決への方向性

引き続き、欠員の解消に向けて、できる限りの対応を行いたいとした。

4 その他の交渉内容について

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
<p>任期付保育士について</p> <p>任期付保育士に対する研修において、平成24年度も任期付を採用するといった趣旨の発言があったと聞いているが、本当か。</p>	<p>研修自体の内容は保育士としての実務的なものであり、決して来年度向けの採用計画等について説明するようなことはない。ただ、「任期付保育士の皆さんが非常に貴重な人材である」という激励の発言を行ったことが拡大解釈されたのではないかと考えている。</p>
<p>そのことについて、改めて当局の考え方を聞きたい。</p>	<p>来年度向けの任期付保育士の採用については、今年度の検証を行った上で協議する問題であり、同時に、当該問題は交渉事項であるとの認識である。</p>
<p>OB嘱託員の任用について</p> <p>現在、再任用終了後のOB嘱託員は何名いるのか。</p>	<p>平成22年4月1日現在で、教育委員会に39名、市長部局に110名、平成23年4月1日現在では教育委員会に36名、市長部局に87名である。</p>

<p>募集を掛けても人が集まらない所については、仕方がないと思うが、そうでない職場であれば、何も OB 嘱託員を任用しなくても、若くて職がなく困っている人が大勢いるではないか。そういった人を優先的に雇用するのが筋ではないのか。</p>	<p>現在任用している OB 嘱託員については、これまでの経験を活かして活躍いただいているとのことであり、各職場において、必要性を判断し、任用しているものである。</p>
<p>無免許の教師の任用について</p> <p>市内の学校において、教員免許のない教師を任用した件についてだが、この問題はミス域を超えている。二度と同じことがないように指導しておくべきである。</p>	<p>任命権者が異なる教育委員会に関するところがあるが、今後このようなことが起こらないように対処していく。</p>
<p>再任用の配置先について</p> <p>定年前に非現業職であった職員が、再任用となって、現業職が配置されるべき職場に配置されている件について、この経緯を説明してほしい。</p>	<p>詳細を確認し、窓口にて回答を行う。</p>
<p>再任用を園長（管理職）として配置することについては、以前より何度も指摘しているが、いつ改善されるのか、教育委員会の責任者が交渉の場に出て、説明するべきである。</p>	<p>教育委員会に対して、伝えるべきことは伝えるが、市職労との交渉については、総務局で対応する。</p>
<p>技術職の配置について</p> <p>技術職なのに庶務担当として配置されているという実態があり、配置先においては「庶務担当」という理由で、技術の仕事は一切与えられていない。これでは、技術職本人の能力を向上させることができない。</p>	<p>技術職が庶務を担当しているということであるが、これは人材育成の問題であり、職員本人及び職場全体を見るなかで、今は庶務をさせて育成させていくとの所属長の判断である。</p>
<p>それはおかしくはないか。その職員がずっと同じ職場で同じ上司という訳ではないではないか。</p>	<p>だからこそ、局の中で予算等の勉強もしながら、それらを身に付けたうえで技術面も向上させていくという考え方である。</p>
<p>局によって対応は異なるというのは良くないのではないのか。</p> <p>新規採用者でもそのような配置をされている。本人もそんなつもりで採用されたのではないはずである。</p>	<p>個人によって資質も異なるものであり、職場においても、それぞれの職場にあった OJT により、人材育成していくべきものと考えている。</p>

以上
(給与担当)

「市有施設敷地内の駐車利用料の徴収について」の実施時期について（メモ）

H23.5.27

「市有施設敷地内の駐車利用料の徴収について（メモ）」において、平成 23 年 6 月 1 日としていた本庁舎（市政情報センターを含む）の実施時期を、平成 23 年 7 月 1 日に修正する。

以 上
（給与担当）